社会福祉法人誉田福祉会 役員退職慰労金支給基準

(支給対象者)

第1条 この基準は、在任期間1年以上の役員に適用する。

(支給金額)

- 第2条 理事長以外の役員の退職慰労金の額は、在任期間1年以上の者に支給し、在任期間の年数 に1万円を掛けた金額を支給する。ただし、上限を10万円とする。
 - 2 理事長の退職慰労金の額は、20 万円に次に掲げる割合と在任期間の年数とを掛けて得た額の合計額とする。理事長を除く役員の在任期間がある場合の扱いは第3条の2項に示す。 在任期間1年以上につき125/100
 - ただし、評議員会の審議を経て、理事長の退職慰労金の総額が民間事業者の役員及び従業員の退職金ならびに、法人の経理の事情を考慮して、不当に高額なものとならないと判断された場合に支給する。
 - 3 法人の業務に起因する傷病又は死亡による退任の場合は、前 2 項それぞれの場合に算出 される額の 50%を加算した額を支給するものとする。

(在任期間の計算等)

- 第3条 退職慰労金の算出の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。
 - 2 理事長の在任期間と理事長を除く役員の在任期間がある場合には、前条第 1 項及び第 2 項ごとに算出した額の合計額とし、法人業務上の傷病等の場合は、その算出した額の合計額に 50%を加算した額とする。

(本人死亡の場合の支給方法)

第4条 役員が死亡した場合は、民法に定める相続人の範囲及び順位に基づき支給するものとする。